

律管「年次」に関する調査報告

高瀬 澄子(沖縄県立芸術大学)
前島 美保(京都市立芸術大学)

本発表は、林謙三の先行研究に基づき、律管「年次」と石川県立美術館所蔵「蒔絵脇息図十二律箱」との関係について調査した結果を報告することを目的とする。

「年次」(としなみ)とは、「恩徳院の律管」と呼ばれる一連の律管のうちの一つである。『楽家録』(安倍季尚撰、1690)によれば、応永 19 年(1412)、恩徳院の僧・詮芸と雅楽の楽人・豊原敦秋によって製作され、京都の大通寺の所蔵品であったが、慶長年間(1596-1614)、加賀藩主の前田利常に進呈されたという。現在の所在は不明である。現存する日本最古の律管は応永 21 年(1414)作の「恩徳院」とされているが、「年次」の製作年は「恩徳院」より 2 年早い。仮に「年次」の所在が確認できれば、その資料的価値は極めて高いと言える。

発表者は、石川県立美術館に「蒔絵脇息図十二律箱」(伝五十嵐道甫、17世紀)という律管を収納するための箱が所蔵されており、この箱には、律管・四穴・書状が附属することを確認した。石川県立美術館は公益財団法人前田育徳会尊經閣文庫の分館を有しており、この所蔵品も「年次」と何らかの関係がある可能性がある。そこで、美術館の許可を得て、2017 年 5 月 1 日に箱および附属品を実見した。その結果、次のようなことが明らかになった。(1)附属の律管は「年次」ではない。(2)附属の文書は、加賀藩士の竹田市三郎(1658 没)が生嶋玄蕃に宛てたものであり、「年次」について言及しているが、『楽家録』の記載内容とは一致せず、その真偽は不明である。(3)「蒔絵脇息図十二律箱」は、前田育徳会の伝来品ではなく、石川県立美術館が昭和 56(1981)年度に古美術商より購入したものである。

「年次」と「蒔絵脇息図十二律箱」との関係については依然として不明な点が多いが、箱そのものは律管を収納する以外に用途が見出せず、箱の所蔵者が律管をも所蔵していた可能性を示唆する。「年次」の行方については、今後のさらなる調査が必要であろう。